

平成31年2月4日

大阪弁護士会会长 殿

大阪家庭裁判所長 中川博之

拝啓 時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、大阪家庭裁判所庁舎において、平成31年4月1日（月）から、出入口を正面玄関に限定した上で、入庁者に対して、民間警備員による所持品検査（以下「入庁検査」という。）を実施することになりました。当庁では、これまでも危険物等（ハサミやカッターを含む。）の持ち込みを禁止していましたが、来庁者の安全をより一層確保するために実施するものです。これに伴い、南側玄関及び東側出入口を閉鎖いたします。

なお、入庁検査は、平日の [REDACTED] から [REDACTED] までの間、[REDACTED]

[REDACTED] 金属探知機、[REDACTED] を使用して実施いたします。

おって、[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

御負担をお掛けしますが、御協力をお願い申し上げます。

敬具